

## 第三十八回

## 参議院文教委員会会議録第三十三号

(四九〇)

昭和三十六年六月六日(火曜日)  
午後零時十六分開会委員の異動  
六月三日委員鍋島直紹君辞任につき、  
その補欠として宮澤喜一君を議長にお  
いて指名した。六月五日委員宮澤喜一君及び加賀山之  
雄君辞任につき、その補欠として小柳  
牧衛君及び常岡一郎君を議長において  
指名した。

出席者は左の通り。

委員長	平林 剛君
理事	北畠 敦真君
委員	近藤 鶴代君
	野本 品吉君
	豊瀬 稔一君
安部 清美君	小柳 康麿君
下條 杉浦 進君	杉野 世君
矢嶋 三義君	米田 熱君
常岡 一郎君	八木 徹雄君

衆議院議員	山中 吾郎君
國務大臣	山中 荒木萬壽夫君
文部大臣	八木 徹雄君

政府委員	総理府総務長官 藤枝 泉介君
	文部政務次官 繁綱 彌二君
文部大臣官房長	天城 動君
文部省管理局長	杉江 清君
事務局側	小林 行雄君
常任委員	工渠 英司君
専門員	会員

○女子教育職員の産前産後の休暇中に  
おける学校教育の正常な実施の確保  
に関する法律の一部を改正する法律  
案(豊瀬稟一君外四名発議)

○委員派遣に関する件

○継続調査要求に関する件

○女子教育職員の産前産後の休暇中に  
おける学校教育の正常な実施の確保  
に関する法律の一部を改正する法律  
案(野本品吉君外十五名発議)

○学校教育法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

○学校教育法の一部を改正する法律の  
施行に伴う関係法律の整理に関する法律  
案(野本品吉君外十五名発議)

○教育、文化及び学術に関する法律  
(愛媛県教育行政に関する件)

○幼稚園教育振興に関する件

○勤労青少年教育の振興に関する件

○学校給食の振興に関する件

○教育による教育諸施設の整備充実に  
關する件)

(特殊教育の振興に関する件)

○スポーツ振興法案(衆議院提出)  
○オリンピック東京大会の準備等のた  
めに必要な特別措置に関する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

○私立学校教職員共済組合法等の一部  
を改正する法律案(内閣提出、衆議  
院送付)

○委員長(平林剛君) ただいまより文  
教委員会を開会いたします。  
まず、委員の異動につき、御報告い  
たします。

去る六月三日、鍋島直紹君が辞任さ  
れ、その補欠として宮澤喜一君が委員  
に選任されました。また昨五日、加賀  
山之雄君及び常岡一郎君及び  
小柳牧衛君が委員に選任されました。  
され、その補欠として常岡一郎君及び  
以上であります。

○委員長(平林剛君) この際、お詣り  
いたしました。

現在、当委員会に本付託となつてお  
ります女子教育職員の産前産後の休暇  
中における学校教育の正常な実施の確  
保に関する法律の一部を改正する法律  
案は、ただいま発議者全員より撤回し  
たい旨の申し出がありました。この  
際、これを許可することに御異議ござ  
いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(平林剛君) 御異議ないと認  
め、さよう決定いたしました。

なお、本調査事件に関連して委員派  
遣を行なう場合の要求書の提出、その  
他の手続等につきましては、あらかじ  
め委員長に御一任願いたいと存じます  
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(平林剛君) 御異議ないと認  
めます。

なお、調査事項、日時、人選等につ  
きましては、委員各位の御意向を十分  
尊重の上、理事と協議をいたして参り  
たいと存じます。

速記をとめて。

○委員長(平林剛君) 次に、継続調査  
についてお詫びいたします。

本委員会においては、今期国会開会  
以来、教育、文化及び学術に関し調査  
を行なつて参りましたが、問題が広範  
多岐にわたるため、いまだ調査を完了  
するに至つておりません。従いま  
すが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(平林剛君) 御異議ないと認  
めます。

これまで、女子教育職員の産前産後  
の休暇中における学校教育の正常な  
実施の確保に関する法律の一部を改正  
する法律案を議題とし、まず、発議者  
より趣旨説明を聴取いたします。

○近藤鶴代君 ただいま議題となりま  
した女子教育職員の産前産後における  
学校教育の正常な実施の確保に関する  
法律の一部を改正する法律案につきま  
ず、提案者を代表して、提案の理由  
並びに内容の概略を御説明申し上げま  
す。

去る昭和三十年の第二十二回国会に  
おいて、参議院の各党各派の共同提案  
にかかるこの法律が成立し、その施行  
によって、補助教員の配置状況は漸次  
充実して参りました。しかしながら、こ  
の法律の趣旨、すなわち労働基準法に  
規定するところの十二週間を最低とし  
て休業させ、その期間を補助教員配置  
の期間とするという精神は、いまだに  
徹底を欠き、補助教員を完全に配置し  
ておりますところは十二県にとどま  
り、その他の府県におきましては財政  
上の理由等によりいすれも八週間ない  
し六週間に短縮されている現状であり  
まして、女子教育職員が、その担当す  
る児童生徒に対する教育的良心から、  
産前の休暇はほとんどとられていない  
という実態は、法の施行前と大差なく、  
過労による異常産はきわめて高い比率  
を示しており、これらのことが教育上  
多大の支障をもたらし、学校教育の正  
常な実施を阻害する原因となつてお  
りますことは申すまでもありません。

○委員長(平林剛君) 速記をつけて。

○委員長(平林剛君) それでは、ただ  
いま付託となりましたので、自社共同  
提出によります女子教育職員の産前産  
後の休暇中における学校教育の正常な  
実施の確保に関する法律の一部を改正  
する法律案を議題とし、まず、発議者  
より趣旨説明を聴取いたします。

○近藤鶴代君 ただいま議題となりま  
した女子教育職員の産前産後における  
学校教育の正常な実施の確保に関する  
法律の一部を改正する法律案につきま  
ず、提案者を代表して、提案の理由  
並びに内容の概略を御説明申し上げま  
す。

去る昭和三十年の第二十二回国会に  
おいて、参議院の各党各派の共同提案  
にかかるこの法律が成立し、その施行  
によって、補助教員の配置状況は漸次  
充実して参りました。しかしながら、こ  
の法律の趣旨、すなわち労働基準法に  
規定するところの十二週間を最低とし  
て休業させ、その期間を補助教員配置  
の期間とするという精神は、いまだに  
徹底を欠き、補助教員を完全に配置し  
ておりますところは十二県にとどま  
り、その他の府県におきましては財政  
上の理由等によりいすれも八週間ない  
し六週間に短縮されている現状であり  
まして、女子教育職員が、その担当す  
る児童生徒に対する教育的良心から、  
産前の休暇はほとんどとられていない  
という実態は、法の施行前と大差なく、  
過労による異常産はきわめて高い比率  
を示しており、これらのことが教育上  
多大の支障をもたらし、学校教育の正  
常な実施を阻害する原因となつてお  
りますことは申すまでもありません。

このよしならな現状にかんがみ、本改正案は、ます第4条を全面的に改めて、女子教育職員が出産する場合、任命権者は、産前の六週間及び産後の六週間、または産前産後を通じての十二週間のいずれかの期間を任用の期間として補助教員を臨時に任用するものと規定いたしました。従いまして、国及び地方公共団体の任務として、必要な財政的措置を講すべき旨を規定しております。第三条は、不要となりますので、これを削除することいたしました。また、この第四条改正の趣旨にのつとりまして、法律の題名を「女子教育職員の出産に際しての補助教員の確保に関する法律」に改めることいたしております。

改正の第二は、この法律の第二条第一項に定められておりまする学校に、新たに幼稚園を加え、同条第二項の教育職員に、幼稚園に勤務する園長以下の教育職員を加えて、これらの教育職員についても、この法律を適用することいたしたことござります。

改正の第三点は、私立の学校においても、学校的設置者は、この法律に規定されている国公立諸学校と同様の措置を講ずるよう努めなければならぬ旨を、新たに規定したことでござります。

なお、この法律は公布の日から施行することといたしております。

以上が改正の趣旨及び内容の主要点でございますが、特に本改正案は、自由民主党及び日本社会党の共同提案にかかるものでありますことを申し添えます。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛同下さるようお願いいたします。

○委員長(平林剛君) 引き続き本案の質疑に入ります。

質疑のありますの方は、順次御発言を願います。——別に御発言もなけれど、これにて質疑は尽きたものと認め  
て御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(平林剛若) 御異議ないと認めます。よって、質疑は終局いたしました。

これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

昭和二十一年に全国二十四万の女教師を含む五十万の教職員の組合が当時の文部省と団体協約によって産前、産後の休暇のきめをいたしました。当时は、労働基準法がまだございません時代でございますが、日本の女子労働者に賛成の意を表します。

並びに教育の正常な実施を行なうため  
に女子教職員の産前、産後の休暇、こ  
のことと当時の文部省が鋭意力を注い  
で、その団体協約の中には産前、産後  
十六週が規定されました。これは産

前、産後を通じての十六週でございま  
した。これによりまして全国の女子教

職員並びに一般の教職員、教育行政者はよい教育が行なわれるために母体の保護と、それから教育を正常に行なっていくための産休補助教員の設置について努力をいたしました。けれども、団体協約によるものは産前、産後の休暇と、この取りきめだけでございまして、補助教員はその当該府県によりまして設置いたしておりましたためにま

わまちでございまして、戦前は大体四十二日ぐらい、こういう状態でございました。多かれ少なかれ各県によつて非常に差がございました。これはやはりよい教育を行なうためには全国が同じように産休補助教員を設置していくなければならぬ、こういう要望となつて当局の話し合いが進められておりましたけれども、何分にも地方財政の逼迫とかいろいろな事情によりましてなかなか産休補助教員を設置することができませんでした。できておりましても十二分の効果を上げることはできませんでした。そこで全国の女の先生方は男の先生と一緒にになって、女子教職員の分べんに関する実態調査を行ないまして、その中から異常分べんの問題あるいは産前休暇のそれなかつた場合にはこういう弊害が起る、産後はとりいいけれども産前はとりにくいかなければならない。当時自由民主党提案でございました。昭和三十年の七月に立法化されました。けれども、これは義務設置ではございませんでしたために、せつかれてきたよい法律でございましたが、各県でも努力はいたしておりますけれども、この法律の効果を十二分に發揮することはできませんでした。そこでその不備を補うために今回の提案になつたわけでございました。また、実習助手の方々からも非常に強い要望がございました。これを何とかしてこの法案の改正の中に

入れていただきたい。こういう戦闘的な意願がございましたけれども、願いをかなえることはできませんでしたが、これはなるべく近い将来に当局に十分な御配慮をいただきたい。こういう意願をいたしております。先ほど近藤委員から述べられましたように、幼稚園

と認めてさうより決定いたしました。

質疑の通告がありますので、この際

○豊瀬楨一君 前回の委員会に出席せず

して、私は文部大臣に対しまして、本法案の内容を、うよゆも、新たに学校

制度を複線型となす内容を持つておる

いわゆる高専法案を提出されたそのほとんどがねつ、といふか、科学技術者

養成教育等の全体的な計画と体系の中

から高専法に対してもかかる期待と位置づけを待つておられるか、具体策を

提示していただくように要望をして、

質問を途中で打ち切つておったのです  
が、その辯べる所はあらうとして大臣

の御答弁をお願いしたいと思います。

○國務大臣（荒木萬壽夫君）　この前も  
お答え申上すまことにようて、一つか

複線型になるわけでもさいますが、

要は青少年に対しまして、もうもうの条件こころするような教育の場を提供す

学校教育の場を担うこととも教育目的上の一つの課題だと

心得る点が第一点であります。さら  
に、それは当面は、一歩ある所得階層

に応すべき中堅技術者の育成というこ

とにかくわれどもこまくが、あつ  
と根本的に世界的だ。日本もその例

日本は世界的日本文化の海外での新しい技術革新に応じてい

かねばならないといふ社会的国家的課題、これは單に地田内閣の当面の政治

題 これが首は満州内閣の三面の政治目標たる所得倍増よりももつと根本的

な、しかも、長期にわたつての見通し

思いますが、それに応じます意味におきましてもこの制度が必要だ、かようになります。これは大体一万二千人程度を考えておる次第でござります。

なお、この前御質問の、当面する所で倍増問題に関連して量的にあるいは時期的にどういう一応の構想を推定しておるかという点について具体的に申し上げないでおりましたが、要すればその点も政府委員から補足して御答弁申し上げたいと思います。

○政府委員(小林行雄君) 先般科学技術者養成計画に關連いたしまして、高等専門学校の卒業者をどういうふうに考へるかといふ趣旨のお尋ねがございました。これにつきまして資料を御配付申し上げておりますので、それによつてごらんをいただきたいと思いますが、御承知のように、この制度の発足後の設置規模の状況につきましては、特に公立、私立につきましては、現在ではまだつきりといたしておりませんので、私どもといたしましては、一応の試案をお示し申し上げたのでござります。従つて、そこにあります入学定員並びに学校数につきまして、国公私を分けることは、現状におきましては困難でございますが、大体私どもといたしまして、とりあえず一期計画、二期計画、三期計画といふようにいたしまして、各府県に少なくとも一つづつくらいの高等専門学校を設置するよう努めいたしたいというふうに考えておるわけでござります。その設置された学校におきましては、一校の規模が、入学定員二百人で五年制でござりますので、収容定員一千人ということを仮定して計算いたしております。

なお、所得倍増計画における技術者養成の関係から申しますと、昭和四十一年度までの入学者が所得倍増計画の技

術者養成に加わつてくるわけでござります。これは大体一万二千人程度を充足することになろう、かようになります。

○豊瀬禪一君 答弁のさなかに資料を

もらいましたので、十分検討する余裕もなし、さらに大臣答弁並びに局長答弁もきわめて抽象的で、わざわざ三日間の日にもちをおいて検討してもらつた答弁にしてははなはだざさんといふよろしくも、ほんと前進していないような内容なのですが、単に高等専門学校に三期計画を立てて九千二百人を養成する、こういう年次計画は一応資料とし

ては承服できますけれども、私が最も明確にしてもらいたいとしておる点は、何回も前回繰り返して申し上げましたように、大学院卒業程度の者、大学卒業程度の者、短大卒業程度の者であるいは高等工業等いわゆる高等学校卒業程度の者、全体の数の中で高専をどうやしていく中で、ただいまの資料いうふうな具体的な中堅技術者の養成という位置づけをするか。そのためには、全体の人数をそれぞれこれだけふんだ、こういう資料をそのことだけに私は大体一時間程度使って質問をしたはすですが、そこまで検討が進んでおる二万足らないなら四十二万の中で、大

学院等では日本の将来の科学の發展と云々と、これは提案理由に明確に書いてある。私はこの提案理由の抽象的な目的でなくして、さつき言つたように、十七万足らないなら十七万、四十

の九千二百という数を確保したいの

は、全体の数の中で高専をどう

していくその中で、ただいまの資料

は、何回も前回繰り返して申し上げましたように、大学院卒業程度の者、大学卒業程度の者、短大卒業程度の者であるいは高等工業等いわゆる高等学校卒業程度の者、全体の数の中で高専をどう

していくその中で、ただいまの資料

は、何回も前回繰り返して申し上げましたように、大学院卒業程度の者、大学卒業程度の者、短大卒業程度の者であるいは高等工業等いわゆる高等学校卒業

のいわゆる初級技術者の範疇とも違ひます。これが大体短期大学なわけでございまして、大体短期大学なりあるいはこれに準ずるようなものに相当いたします中堅技術者の確保のための欠くべからざる数というふうに考へておるわけでござります。一万二千人の養成計画におきまして、この短期大学卒に期待するものがあるわけでござりますが、これも十分でございませんので、さらにこれを補う意味でござつた五年制高等専門学校の設立はきわめて重要であるというふうに考へておられます。

○豊瀬禪一君 時間がないので、この問題についてはこれから先続いて質問いたしませんが、今の大学局長の答弁も、端的に言って答弁になつていません。短大と高専は違いますので、こういうものについては中堅技術者の養成云々と、これは提案理由に明確に書いてある。私はこの提案理由の抽象的な目的でなくして、さつき言つたように、十七万足らないなら十七万、四十

の九千二百という数を確保したいの

は、全体の数の中で高専をどう

していくその中で、ただいまの資料

は、何回も前回繰り返して申し上げましたように、大学院卒業程度の者、大学卒業程度の者、短大卒業程度の者であるいは高等工業等いわゆる高等学校卒業

程度の者、全体の数の中で高専をどう

していくその中で、ただいまの資料

は、何回も前回繰り返して申し上げましたように、大学院卒業程度の者、大学卒業程度の者、短大卒業程度の者であるいは高等工業等いわゆる高等学校卒業

と文部省が委員会の席上で争うといふことは言えないと思います。それはこの事態を生じた問題が相互の意思疎通とあります。それは見解の相違といったものでござります。

○豊瀬禪一君 少なくとも国立関係の短期大学は制度も違うし、今後短期大学の持つておる特徴を考えて強化発展させしていく。こういうふうに理解してよろしいですか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) その通りです。日本教育は非常に前途暗たんては、日本の教育は非常に前途暗たん

たるものがあると思います。十分の検討をお願いしておきたいと思います。

○豊瀬禪一君 次に質問を進めますが、私の第一の質問の基本的な観点に立つて第二の質問は進んでくるんですけれども、専科

大学法案等のいきさつから考えて、将来は、現行の一般の短大等はもちろんの

大学法案等のいきさつから考えて、将来は進んでくるんですけれども、専科

大学法案等のいきさつから考えて、将来は進んでくるんですけれども、専科

大学法案等のいきさつから考えて、将来は進んでくるんですけれども、専科

とさら、そういうようなことを強要しようと、強制しようとか、強制はもちろんだできませんけれども、強要しようと、強制しようと、強制はも

ちろんできませんけれども、強要しようと、強制はも

うとか、強制はも

うとか、強制はも

うとか、強制はも

うとか、強制はも

うとか、強制はも

うとか、強制はも

うとか、強制はも

うとか、強制はも

いたいとは言えないと思います。それはこ

よると、強制しようとか、強制はも

うとか、強制はも

うとか、強制はも

うとか、強制はも

うとか、強制はも

うとか、強制はも

うとか、強制はも

うとか、強制はも

うとか、強制はも



なつか、いざれであるのか。各大学においてテス<sup>ト</sup>して合格すれば各大学の判断によつて自主的に編入入学の合否を決定できると思うのですが、いざれでありますか、明確にしておいていただきたい。

○政府委員(小林行雄君) 高等専門学校卒業者が大学の入試を受けた大学に編入される場合には、これは大学の規則で定める建前をとりますので、はつきりここで何年ということは申し上げられないと思います。大学によっては三年に編入するところも出でることよりかと思います。

○矢嶋三義君 ということは、たとえば東京大学のごときは、編入試験資格を認めないといふことも大学によつてあり得る、こういうことですね。

○政府委員(小林行雄君) これは編入を希望する生徒と申しますが、学生の実力によるものでございまして、当然編入試験が行なわれるわけございますので、その試験を通じての力によつて編入すべき学年をきめることにならうと思います。従つてある大学で、場合によつては編入をお断りするといふこともありますが、国立の工業短期大学が付設されておる。この国立の付属高等学校を有する工業短期大学は、異質であるがゆえに工業高等専門学校に移行措置がとられることがない。よろしくございますね。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) そういうことはきめておりません。矢嶋三義君 局長に伺いますが、この高等専門学校は公立、私立になつた場合に、都道府県段階においては教育

委員会の所管に入るのか、それとも判断によって自主的に編入入学の合否を決定できると思うのですが、いざれでありますか、明確にしておいていただきたい。

○政府委員(小林行雄君) 公立の高等専門学校は、これは御承知のように大學生の所管ということになります。専門学校では、高等専門学校は、これは御承知のように大學生の所管といふことにいたします。

○矢嶋三義君 文部省では高等専門学校が初中局の所管でなくして、大学學術委員会の所管となりましたね。その点は地

方と中央において所管が違うわけで

すね。それでよろしいですか。

○政府委員(小林行雄君) 大学局の事務の関係で教育委員会にいろいろ関連を持つてお願いしておる事項も他にも

ふうには考えておりません。これはや

はり一種の高等教育機関といふうに考へておりますので、私ども大学局の方で所管をいたすことになつております。

○矢嶋三義君 非常に疑問があります。しかし、時間がありませんから質問を続けます。高等専門学校の教科書は検定制をとるのですか、とらないのですか。

○政府委員(小林行雄君) これはただいまお尋ねの問題のある教科課程

は、あるいは美術がゼロ、音楽がゼロ、地学、生物、こういうものがゼロといふような教科課程の編成については、

人格形成上非常に問題のある教科課程の編成方針だということを声を大きくして指摘をいたしておきます。

○矢嶋三義君 いまのところ、特に検定制をとるといふことは考へておりません。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 実際問題としては、検定を通過した教科書が教育上採用されることが多かるう

は考へておりません。

○矢嶋三義君 そこにもまた問題があ

ります。次に文部大臣伺いますが、高等専門学校には生物、地学、音楽、美術、

門学校には生物、地学、音楽、美術、

こういうものが一切教科課程の中にならうですが、これに対する所見はいかがでござりますか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 政府委員からお答えをさしていただきます。

○政府委員(小林行雄君) お話をよう

に、たとえば芸術関係の時間というものは設けておりません。なお、自然の時間はかなりでございますが、確かに

そういう点で一面まあ普通の高等学校と比較いたしまして差異の出てくるところがございませんけれども、主として

専門の科目に重点を置くといふことで、たとえばただいま御指摘のあります

○矢嶋三義君 現在工業高等学校の施設、設備の整備は、文部省が一応省と伺い漏らしましたので、もう一度練習返していただけませんか。

○矢嶋三義君 現在工業高等学校の施設、設備の整備は、文部省が一応省と比較いたしまして差異の出てくるところがございませんけれども、主として

専門の科目に重点を置くといふことで、たとえばただいま御指摘のあります

○矢嶋三義君 義務教育の中学校を卒業した生徒諸君を収容する学校として、あるいは美術がゼロ、音楽がゼロ、地学、生物、こういうものがゼロといふような教科課程の編成については、

人間形成上非常に問題のある教科課程の大割ないし七割の点までいっているところによりますと、大体基準の七割程度には工業関係のものはいっておる。そ

れ以外の、たとえば商業関係で申しますが、商業その他はおくれていてるようですが、工業高校についても

立てる充実をいたしておるわけございませんが、私ども聞いておりますところによりますと、大体基準の七割程度には工業関係のものはいっておる。そ

れ以外の、たとえば職業関係で申しますが、商業その他はおくれていてるようですが、工業高校についても

立てる充実をいたしておるわけございませんが、私ども聞いておりますところによりますと、大体基準の七割程度には工業関係のものはいっておる。そ

れ以外の、たとえば職業関係で申しますが、商業その他はおくれていてるようですが、工業高校についても

立てる充実をいたしておるわけございませんが、私ども聞いておりますところによりますと、大体基準の七割程度には工業関係のものはいっておる。そ

れども、私数字を持っておりませんけれども、実際問題としては大都市等で

されども、実際問題としては大都市等で

は一部希望があるという、かなり利用されども、実際問題としては大都市等で

も、一、二触れます。どういう内

容の学校ができるのか明確でないこ

れは提案者として用意が不十分であつたといふことを私は指摘いたします。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 第一点は、御指摘通り、おしかりを受ける

意味があると思います。ですけれども、まあ申し上げれば、学校制度をこ

ういうふうな構想で作りたいという法律案を御審議を願いますそのときすら

も、むろんもつと具体的に検討したものが御披露すべきであることは御指摘の通りでございますが、いざれは具体







いての御決議の趣旨は、政府としても賛成でございます。特に財政上の措置に問題もござりますので、十分検討を加えて御趣旨に沿うように努力したいと思います。

○委員長(平林剛君) 次に、教育における父兄負担の軽減と公費による教育施設の整備充実に関する件を議題といたします。

本件に関し、矢嶋三義君より発言を求められております。

○矢嶋三義君 わが日本社会党は、学校図書館の充実をはかることが学校教育振興上さざめて重要であるという観点から検討した結果、ともかく学校図書館に勤めていらっしゃる方々の身分の安定と給与の改善をはかることが、学校図書館の充実発展のための一つの大きな要素であるという観点から、学校図書館法の一部を改正する法律案を議員立法の形で本院に提出をいたしました。熱心なる審議が行なわれ、その安定期と給与の改善をはかることが、学校図書館の充実発展のための一つの大きな要素であるという立場

から、自社両党で協議の結果、表題のごとき決議案を提出するに至った次第でございます。  
私、かわりまして決議案を朗読いたしましますので、各位の御賛同をお願い申し上げる次第であります。

教育における父兄負担の軽減と公費による教育施設の整備充実に関する決議(案)  
昭和三十五年法律第六十九号により改正された地方財政法第二十七条の三の趣旨に基づき、今後政府・地

方公共団体は、教育における施設・設備費、学校図書館事務員、給食調理員、事務補助員等の人事費等について、父兄負担の軽減を図り、教育の振興を期することを要望する。

○委員長(平林剛君) 矢嶋委員提案の決議案を本委員会の決議といたすこととに賛成の方の拳手をお願いいたします。

右決議する。

○委員長(平林剛君) 全会一致であります。よって本決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

〔賛成者拳手〕

○委員長(平林剛君) 全会一致であります。よって本決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、本決議に関し、政府当局の発言を請求します。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 決議の御趣旨に沿つて、今後も努力していきたいと思います。

〔速記中止〕

○委員長(平林剛君) 全会一致であります。よって本決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

〔賛成者拳手〕

○委員長(平林剛君) 次に、特殊教育の振興に関する件を議題といたします。

○千葉千代世君 わが自由民主党、日本社会党的共同提案であります特殊教育の振興に関する決議を、代表して提案させていただきます。

〔案〕

本委員会は特殊教育の振興に関して再度の決議を行なつてあるがその後の政府の施策はこれらの教育の振興に可成りの進展をもたらしている。

しかしながら、現状はなお不十分な点も多いことにかんがみ、ここに重ねて次の諸事項について、特別の措

置を講ずることを要望する。

一、養護学校における就学義務の実現を期するため、養護学校の設置の促進をはかること。

二、義務教育における特殊学級の設置を促進するため、教育内容と方法の改善、施設設備の整備充実、教員の養成等につき総合的な措置を講ずること。

三、公立の盲学校・ろう学校・養護学校の幼稚部・高等部の教育を振興するため、小・中学部に準じた国補助施設を講ずること。なお、高等部の職業教育について一段の考慮を払うべきこと。

四、特殊学校への就学奨励措置をさらに拡充強化し、就学率を二層向上せしめること。

右決議する。

この決議の内容は、さきに本委員会に提案されました三つの法案、すなわち学校教育法の一部を改正する法律案、公立の小学校及び中学校的特殊学級における教育の振興に関する法律案、公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の整備に関する特別措置法案、この内容でござります。

○矢嶋三義君 本法律案は、衆議院の各党会派の超党派的議員立法であります。

本件に関し、千葉千代世君より発言を求められております。

〔案〕

本件に関し、千葉千代世君より発言を求められております。

〔案〕

本件に関し、千葉千代世君より発言を求められております。

○千葉千代世君 私は、自由民主党、日本社会党的共同提案であります特殊教育の振興に関する決議を、代表して提案させていただきます。

います。よつて本決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、本決議に関し、政府当局の発言を請求します。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 特殊教育の振興につきましては、従来から政府としても十分関心を持ち、力を尽くしてきましたつもりでございますが、まだ残された問題がたくさんございますので、決議の趣旨に沿いまして、今後一段の努力をしたいと思います。

○委員長(平林剛君) 速記をとめておきます。

○委員長(平林剛君) 述記をつけて。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 御指摘通り努力したいと思ひます。

○矢嶋三義君 次の質問は文部大臣であります。

質疑のおありの方は順次御發言を願います。

〔速記中止〕

○委員長(平林剛君) その努力をしたいと思ひます。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) その見通しはいかがでございます。

○矢嶋三義君 一九六四年のオリンピックが無事行なわれるよう取り組ぶべきだと思いま

すが、文部大臣あるいは藤枝總務長官からお答えをいただきます。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 藤枝總務

長官からお答えいたさせます。

○政府委員(藤枝泉介君) 先般の矢嶋

委員の御質問にもお答え申し上げま

したように、五月五日に参りました米側

の回答におきましては、朝霞に十分な

選手村を作ることは困難でございま

す。従いまして、あの朝霞にりっぱな選

手村を作り、しかも選手村の使用部分

がオリジンピック終了後国民のために

利用されることを中心いたしまして、

は達成せられるものと私は確信をいたしました。  
げられませんけれども、そうした目的  
でございまして、内容的には申し上  
げられておる次第でござります。

○矢崎三義君　ただいまの総理府総務  
長官の答弁は非常にりっぱです。その  
線で外交折衝によって目的を達せられ  
るよう特に強く要望いたしておきま  
す。

最後の質問を本音局長へ、こしまさ

が、それは定時制高等学校のスポーツの問題ですが、全日制と定時制とはそれを条件が違いますので、野球大会あるいは陸上競技大会にいたしまして、別途に大会を開きたいという熱願を持つておるようです。全国定時制高等学校の野球大会もすでに八回行なわれておるわけですが、文部省に後援をお願いするが、文部省は断わるそですが、その理由はどこにあるのか、高野連は大阪の佐伯さんが園与されてしまいます、佐伯さんの園与があれば後援するが、園与がなければ文部省は後援しない、かように文部省は言われるそうですが、とんでもない。全日制高校、定時制高校、それぞれ体育の何か会を作りたいというならば作って、そして文部省が後援したらよろしいと思う。特に定時制、通信教育を受けている生徒諸君には、全日制以上にこのスポーツを楽しむことは私は大切だと思いますので、くどく申し上げませんが、明確に一つ御答弁をいただき、定時制高等学校の野球大会、あるいはバレーボール大会等がある場合には文部省は後援をするという確約を、体育局長並びに文部大臣からいただきますならば、私は本法律案に対する質問はこれで打ち切ります。

○政府委員(杉江清君) 定時制の体験について、定時制課程の特殊性にござりますが、東京都議会と埼玉の県議会がござりますので、その振興を大きいにはかる必要がある私ども考えております。ただいまは、その開催の件でございますが、これにつきましては、いわゆる対外試合の基準の中で、高等学校の体育につきましては、種目別にその大会を年一回開催する規定、基準がござります。その基準の建設からいいますと、各課程別にそれを全国大会を持つかどうかについてはやや疑問があるわけでございます。現に定時制課程別にそれぞれの大会等に全日制と同様に参加しているわけでありまして、そのほかに定時制のみの大会を持つといふことについては新しい例となるわけでございまして、この点はなお研究を要する点があると考えております。なお全国大会を持ちます場合には、地方ロックのそれぞれの組織が十分確立していることが必要でございますが、定期制の課程につきましては、その地元組織がまだ必ずしも十分でないといふところも問題になつてゐるわけであります。このようないろいろな問題点がありますので、なお関係者とも打ち合はずれることで、これを実施するとすれば、十分にそれがうまくいくような実態を見きわめまして、その上で文部省として後援するというふうに考えたいと考へて、ただいまそれらと打ち合わせ、研究中でございます。

○政府委員(藤枝泉介君) 東京都議会あるいは埼玉県議会が朝霞に選手村ができるのを希望してそうちした決議をされましたことは存しております。また、それらの御要望も私に聞いております。従いまして、先ほど矢鶴委員にお答え申し上げましたような根本方針を持ち、また、地元の御要望をいたしまして日下折衝を続けておる最中でござります。

○千葉千代世君 先ほどは五月五日現在の様子をお知らせいたいたのですけれど、県議会で決議したのはそれからずっとあとでございますね。その後の発展はどうございませんでしょうか。

○政府委員(藤枝泉介君) 五月五日に米側から、朝霞並びにワシントン・ハーツについての回答が参りました。しかし、その回答では、政府並びにオリビック組織委員会が予定しているようなら十分な選手村をあそこに作ることは困難だという判断のもとに、先ほど申し上げましたように、朝霞にりっぱな選手村を作り、しかも選手村の大部分といふものは、オリンピック終了後も国民一般に利用できるような、そうした施設を作るということを根本いたしまして日下折衝をいたしております。

○千葉千代世君 もう一つは、これはまあスポーツ法案に直接関係あるとは申上げられませんけれども、今、高等学校で非常にスポーツが盛んになつてきましたとき、スポーツ本来の使命を忘

道でござりますけれども、私、今、船橋に住んでおりますが、千葉県の安房高校で、剣道の練習を休んだ二年生をさすわさせて集団リンチを加えた、そしてまあ警察事件になりますが、千葉県の安房高校で、剣道の練習を休んだ二年生を殺した議員なんかは、こんなことは大目に見たっていいのじゃないか、騒ぎ過ぎるのじゃないかと、こういう放言をしておるわけです。贊否まちまちなわけであります。しかし、要は現代の学校教育の中にこんな野蠻なリソルチ事件ができる非常に困ると思うのです。この風潮は最近非常に多くなつておると思うのです。これについて当局では、やはりスポーツ指導の際には、スポーツ本来の使命を逸脱した行為がないように、集団とか合宿などについては十分配慮をしていただきたいと思いますが、文部大臣の御所見を伺います。

○衆議院議員(八木徹雄君) 法案の中には書いてありますように、第八条で青少年スポーツの振興、それから第九条で職場スポーツの奨励、これをもう法案通り十分に実行するということです。矢鳴さんの御意見に沿うことはできるのじやないか。われわれもこれは重大なる一つ要素としてこれからも推進して参りたい。このように考えております。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 先ほど政府委員から申し上げましたように、実行上いろいろ事前に解決すべき、あるいは準備すべき事柄もあるようでござりますが、御指摘の点は、私は趣旨において大賛成でございます。事務当局を督励して善処いたします。

○委員長(平林剛君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(平林剛君) 御異議ないものと認めます。よつて質疑は終局いたしました。

これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○矢嶋三義君 私は、本法律案に社会党を代表して賛成をいたします。

まず、スポーツ振興基本法ともいふべき画期的な法律案であります。これを発議されました衆議院の同僚諸君





し上げます。しかし、このことはにわかに立法化された問題でなくして、かなり長い間いろいろ検討されてきた法案もあるわけです。従って、十分の審議をすると同時に、よりよい法案に修正していくと、いろいろな時間的な余裕はない、よほどの法案の出し方を、しかも延長国会になつて出してくるというのは、たゞたび指摘しましたように文部省として怠慢のそりをまぬがれないと思います。特にただいま問題になつております法案は、先ほど指摘された通算年金法がまだ衆議院の社労で審議中である、こういう關係からしまして、きょうこれを可決するということについては幾つも問題がありますけれども、私どもとしては、この法案がかなり多くの人の待望しているところでありますし、具体的に利益をもたらすものであるといふ角度に立つて、準用する親法案の未通過のまま通過させて、という点も十分配慮いただきました。今後この法案がかりに衆院不通過のような場合、あるいは今後の法案提出の際にも十全の配慮をお願いしておきたい。特に大臣に対しましては、この点につきましては強く要望しておきます。

○國務大臣(荒木萬蔵夫君) 先ほどの政府委員のお答え申し上げましたことは、氣持はわかります。表現がまことに、これは言わざして明らかでございます。ただ万一、通算年金法が不成立になつたといたしまして、その場合どうなるかということです。私は、もし今後、通算年金法が二年も三年も不成立に終わるということを前提にして考ふますれば、まさしく御指摘の通り実質的に大へんな影響があると思います。思いますが、さしより、かりに成立しなかつたとして、次の通常国会には必ず成立するということを前提に置きますれば、その間のつなぎの措置と申しますが、それを補充すべき制度は別途ござりますので、実質的な損失は関係者に与えないで済む、こういうことを申し上げようとして、言葉が足りなかつたために御理解いただけなかつたと思いますが、そういう趣旨でございますので、御了承をいただきたいと思います。

認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(平林剛君) 御異議ないものと認めます。よつて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平林剛君) 全会一致であります。よつて本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則による諸般の手続等につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(平林剛君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十五分散会

六月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、日の丸の旗掲揚促進に関する請願(第二五七一号)(第二五八三号)

(第二五八四号)(第二五八五号)

(第二五六六号)(第二五八七号)

(第二五八八号)(第二五八九号)

(第二六二六号)(第二一七一〇号)

(第二一七七一号)(第二一八一二号)

(第二一五一号)

一、公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願(第二五七六号)(第二五七七号)(第二五七八号)(第二五七九号)(第二五八〇号)

一、宗教法人立幼稚園の取扱い等に  
関する請願（第二六一四号）（第  
二六一七号）（第二六二五号）（第二  
七六〇号）（第二七七二号）

一、建国記念の日制定に関する請願  
(第二六二七号) (第二七一五号)  
(第二七四〇号) (第二七五八号)  
(第二八〇号) (第二七八二号)

一、市立高等学校施設整備に関する  
請願（第二七四一号）（第二七四二  
号）（第二七四三号）（第二七七四  
号）（第二八一九号）

一、神社法制定に関する請願（第二  
八一六号）

一、公立学校施設設備国庫補助金の  
配分等に関する請願（第二八七八  
号）

<p>第二五八三号 昭和三十六年五月二 十四日受理</p> <p>日の丸の旗掲揚促進に関する請願 請願者 東京都港区赤坂檜町五 紹介議員 近藤 鶴代君</p> <p>この請願の趣旨は、第二五七一号と同じである。</p>
<p>第二五八四号 昭和三十六年五月二 十四日受理</p> <p>日の丸の旗掲揚促進に関する請願 請願者 東京都世田谷区北沢二 紹介議員 重政 康徳君</p> <p>この請願の趣旨は、第二五七一号と同じである。</p>
<p>第二五八五号 昭和三十六年五月二 十四日受理</p> <p>日の丸の旗掲揚促進に関する請願 請願者 東京都目黒区上目黒六 枝</p> <p>紹介議員 小山邦太郎君</p> <p>この請願の趣旨は、第二五七一号と同じである。</p>
<p>第二五八六号 昭和三十六年五月二 十四日受理</p> <p>日の丸の旗掲揚促進に関する請願 請願者 東京都渋谷区原宿三 二六六 西岡茂泰</p>

この請願の趣旨は、第一五七一號と同じである。

第二五八七号 昭和三十六年五月二十四日受理

日の丸の旗掲揚促進に関する請願

請願者 東京都府中市宮町一ノ二五八 飯野晃次

紹介議員 谷口弥三郎君

この請願の趣旨は、第二五七一號と同じである。

第二五八八号 昭和三十六年五月二十四日受理

日の丸の旗掲揚促進に関する請願

請願者 東京都渋谷区原宿三ノ二六六 生長の家白鳴会

紹介議員 松野孝一君

この請願の趣旨は、第二五七一號と同じである。

第二五八九号 昭和三十六年五月二十一日受理

日の丸の旗掲揚促進に関する請願(三通)

請願者 東京都豊島区長崎六ノ二三 服部一校外二名

紹介議員 野本品吉君

この請願の趣旨は、第二五七一號と同じである。

第二六二六号 昭和三十六年五月二十一日受理

日の丸の旗掲揚促進に関する請願

請願者 東京都北多摩郡国立町中区一七三ノ八 山口茂太

紹介議員 藤浦慶藏君

この請願の趣旨は、第二五七一號と同じである。

この請願の趣旨は、第二五七一號と同じである。

第二七一〇号 昭和三十六年五月二十六日受理

日の丸の旗掲揚促進に関する請願

請願者 東京都渋谷区原宿二ノ二八六 有留弘泰

紹介議員 小柳牧衛君

この請願の趣旨は、第二五七一號と同じである。

第二七七一号 昭和三十六年五月三十日受理

日の丸の旗掲揚促進に関する請願

請願者 東京都世田谷区弦巻町一ノ一四 大山昌平

紹介議員 鍋島直紹君

この請願の趣旨は、第二五七一號と同じである。

第二八一二号 昭和三十六年五月三十一日受理

日の丸の旗掲揚促進に関する請願

請願者 東京都世田谷区太子堂二七七 福地孝子

紹介議員 木暮武太夫君

この請願の趣旨は、第二五七一號と同じである。

第二八一五号 昭和三十六年五月三十一日受理

日の丸の旗掲揚促進に関する請願

請願者 東京都世田谷区上北沢町三ノ一、一九三 池田昌弘

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第二五七一號と同じである。

第二五七六号 昭和三十六年五月二十四日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 滋賀県大津市東浦一滋賀県公立学校施設整備期成会内 西岡音吉外十名

紹介議員 村上義一君 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五七七号 昭和三十六年五月二十四日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 青森市古川美法青森県町村会内 中野吉十郎

紹介議員 笹森順造君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五七八号 昭和三十六年五月二十四日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市長 山本弥之助外六名

紹介議員 鹿島守之助君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五七九号 昭和三十六年五月二十四日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 埼玉県浦和市高砂町三ノ三七埼玉県公立学校施設整備期成同盟会内伊藤泰吉外一名

紹介議員 小林英三君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二六〇九号 昭和三十六年五月二十五日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願(二通)

請願者 栃木県那須郡馬頭町長金子正一郎外五名

紹介議員 植竹春彦君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二六一三号 昭和三十六年五月二十五日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願(二十二通)

請願者 新潟県柏崎市長 吉浦栄一外二十二名

第二五八一号 昭和三十六年五月二十四日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 和歌山県議会議長 平越孝一外六名

紹介議員 須田佳都男君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五八二号 昭和三十六年五月二十四日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願(四十六通)

請願者 新潟県直江津市長 柳沢徹隆外四十五名

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五八三号 昭和三十六年五月二十五日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 新潟県長岡市長 沢井義典君

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二六一四号 昭和三十六年五月二十五日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 新潟県三条市長 佐藤義典君

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二六一五号 昭和三十六年五月二十五日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 新潟県三条市長 佐藤義典君

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二六一六号 昭和三十六年五月二十五日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 新潟県三条市長 佐藤義典君

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二六一七号 昭和三十六年五月二十五日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 新潟県三条市長 佐藤義典君

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二六一八号 昭和三十六年五月二十五日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 新潟県三条市長 佐藤義典君

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二六一九号 昭和三十六年五月二十五日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 新潟県三条市長 佐藤義典君

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二六二〇号 昭和三十六年五月二十五日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 新潟県三条市長 佐藤義典君

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二六二一號 昭和三十六年五月二十五日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 新潟県三条市長 佐藤義典君

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二六二二號 昭和三十六年五月二十五日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 新潟県三条市長 佐藤義典君

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二六二三號 昭和三十六年五月二十五日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 新潟県三条市長 佐藤義典君

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二六二四號 昭和三十六年五月二十五日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 新潟県三条市長 佐藤義典君

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二六二五號 昭和三十六年五月二十五日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 新潟県三条市長 佐藤義典君

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二六二六號 昭和三十六年五月二十五日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 新潟県三条市長 佐藤義典君

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二六二七號 昭和三十六年五月二十五日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 新潟県三条市長 佐藤義典君

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二六二八號 昭和三十六年五月二十五日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 新潟県三条市長 佐藤義典君

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二六二九號 昭和三十六年五月二十五日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 新潟県三条市長 佐藤義典君

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二六三〇號 昭和三十六年五月二十五日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 新潟県三条市長 佐藤義典君

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二六三一號 昭和三十六年五月二十五日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 新潟県三条市長 佐藤義典君

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二六三二號 昭和三十六年五月二十五日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 新潟県三条市長 佐藤義典君

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二六三三號 昭和三十六年五月二十五日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 新潟県三条市長 佐藤義典君

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二六三四號 昭和三十六年五月二十五日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 新潟県三条市長 佐藤義典君

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二六三五號 昭和三十六年五月二十五日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 新潟県三条市長 佐藤義典君

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二六三六號 昭和三十六年五月二十五日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 新潟県三条市長 佐藤義典君

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二六三七號 昭和三十六年五月二十五日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 新潟県三条市長 佐藤義典君

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二六三八號 昭和三十六年五月二十五日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 新潟県三条市長 佐藤義典君

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二六三九號 昭和三十六年五月二十五日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 新潟県三条市長 佐藤義典君

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二六四〇號 昭和三十六年五月二十五日受理

公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 新潟県三条市長 佐藤義典君

紹介議員 佐藤芳男君

紹介議員 清澤 俊英君 この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。	紹介議員 湯澤三千男君 この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。
第二六二八号 昭和三十六年五月二十五日受理 公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願(二通)	第二七七三号 昭和三十六年五月三十日受理 公立文教施設に係る新年次計画樹立等に関する請願
紹介議員 植竹 春彦君 請願者 栃木県那須郡烏山町長 阿久津丈夫外五名 この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。	紹介議員 植竹 春彦君 請願者 岩手県盛岡市丸内岩手成会内 村谷永一郎外六名 この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。
紹介議員 植竹 春彦君 請願者 岐阜市美江寺町一 松尾吾彌外二名 この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。	紹介議員 谷村 貞治君 請願者 群馬県前橋市曲輪町三 この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。
紹介議員 古池 信三君 請願者 三重県津市青谷 角永 この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。	紹介議員 品吉君 請願者 六 丸山勇之助 木暮武太夫君 野本 この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。
紹介議員 井野 碩哉君 請願者 清外五名 この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。	紹介議員 千田 正君 請願者 東京都品川区西大崎二 ノ二〇四 松岡清志外 五十四名 この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。
紹介議員 井野 碩哉君 請願者 小野崎良一外三名 この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。	紹介議員 藤原 道子君 請願者 東京都新宿区下落合四 ノ一、六五〇下落合みどり幼稚園内 徳フジ 外七十六名 この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。
紹介議員 湯澤三千男君 請願者 小野崎良一外三名 この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。	紹介議員 平林 剛君 請願者 東京都渋谷区上通二ノ 二七 奈良清一外六名 この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。
紹介議員 湯澤三千男君 請願者 板木原下都賀郡間々田町長 栗田政夫外十二 この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。	紹介議員 山本 杉君 請願者 東京都渋谷区原宿三ノ 二九八 龜野みさ子外 百八名 この請願の趣旨は、第二六一四号と同じである。
第六部 文教委員会会議録第三十三号 昭和三十六年六月六日 【参議院】	





昭和三十六年六月十七日印刷

昭和三十六年六月十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局